

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の<u>課及び室並びに出先機関</u>をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 委員長は<u>職員の安全管理及び衛生管理に関する事務を担当する教育次長</u>、副委員長は<u>教職員課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。</p> <p>(1) <u>教職員課厚生福利担当課長</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>職員診療所長（以下「診療所長」という。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の<u>室及び課並びに出先機関</u>をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 委員長は<u>教職員課総括課長</u>、副委員長は<u>教職員課厚生福利担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 本庁の<u>産業医（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条の規定による産業医をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>衛生管理者のうちから教育長が指名した者</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第 9 条 職員の健康管理区分の重要な変更<u>及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号。以下「勤務時間等規則」という。）別表第 2 に掲げる疾病に関する事項を審査するため、健康審査会及び特別健康審査会（以下「審査会」と総称する。）を置く。</u></p> <p>2 健康審査会は精神疾患以外の<u>疾病</u>に係る事項について、特別健康審査会は精神疾患に係る事項について<u>審査する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 9 条 職員の健康管理区分の重要な変更を<u>審査し、及び別に定めるところにより病気休暇に係る疾病に関し意見を述べるため、健康審査会及び特別健康審査会（以下「審査会」と総称する。）を置く。</u></p> <p>2 健康審査会は精神疾患以外の<u>傷病</u>に係る事項について、特別健康審査会は精神疾患に係る事項について<u>審査し、又は意見を述べる。</u></p>
<p>(会議)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主任安全衛生管理者は、特に会議を開く必要がないと</p>	<p>(会議)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主任安全衛生管理者は、特に会議を開く必要がないと</p>

認められたものについては、回議して審査会の審査に代えることができる。

(主任安全衛生管理者等)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 安全衛生管理事務主任は、主任安全衛生管理者の命を受けて安全管理及び衛生管理に関する基本計画の実施その他の事務を処理するとともに、診療所長である産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。

(産業医)

第14条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第13条の規定による産業医は、本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては診療所長を、教育事務所(盛岡教育事務所を除く。)、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長を、学校にあつては学校医及び当該学校の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。

2 診療所長である産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。

(1) 診療所長である産業医 本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センター

(2) [略]

(安全衛生担当者)

第16条 [略]

2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。

[略]	
教育事務所	<u>次長(盛岡教育事務所にあつては総務課長補佐、総務担当の係長を置く教育事務所にあつては当該係長)</u>
総合教育センター	<u>総務係長</u>
[略]	
図書館	<u>総務係長</u>
[略]	

3 [略]

(健康管理区分の判定等)

認められたものについては、審査については回議して、意見を求めるものについては各委員から書面で意見を徴することにより、審査会の審査又は意見に代えることができる。

(主任安全衛生管理者等)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 安全衛生管理事務主任は、主任安全衛生管理者の命を受けて安全管理及び衛生管理に関する基本計画の実施その他の事務を処理するとともに、本庁の産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。

(産業医)

第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育長の任命する者を、教育事務所(盛岡教育事務所を除く。)、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長を、学校にあつては学校医及び当該学校の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。

2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。

(1) 本庁の産業医 本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センター

(2) [略]

(安全衛生担当者)

第16条 [略]

2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。

[略]	
教育事務所	<u>所長があらかじめ指定する者</u>
総合教育センター	<u>所長があらかじめ指定する者</u>
[略]	
図書館	<u>館長があらかじめ指定する者</u>
[略]	

3 [略]

(健康管理区分の判定等)

第45条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者等が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において勤務時間等規則第12条第11号に掲げる場合における特別休暇の承認を受けたときは、当該承認の日に当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

4 [略]

(療養の報告)

第47条 [略]

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3箇月ごとに療養経過報告書(様式第10号)を各課等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。ただし、勤務時間等規則別表第2に掲げる疾病に該当すると認められる場合は、療養開始の日から2箇月後に初回の報告書を提出するものとする。

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、主任安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。この場合において、前項ただし書の規定によって提出された報告書にあつては、所要事項を記録の後、主任安全衛生管理者に送付するものとする。

(変更申請書等を受理した場合の処理)

第49条 [略]

2 健康診断実施責任者は、勤務を離れて療養した期間が2箇月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して主任安全衛生管理者に送付するものとする。

3～5 [略]

第49条の2 主任安全衛生管理者は、第47条第3項後段の規定により療養経過報告書の送付を受けたときは、当該療養経過報告書に記載された疾病が勤務時間等規則別表第2に掲げる疾病に該当するかどうかについて、審査会の審査を経て、判定を行い、その旨を所属長に通知するものとする。

第45条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者等が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年岩手県人事委員会規則第30号)第12条第11号に掲げる場合における特別休暇の承認を受けたときは、当該承認の日に当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

4 [略]

(療養の報告)

第47条 [略]

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3箇月ごとに療養経過報告書(様式第10号)を各課等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、主任安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。

(変更申請書等を受理した場合の処理)

第49条 [略]

2 健康診断実施責任者は、精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされていないもの及び精神疾患以外の傷病により勤務を離れて療養している職員のうち主任安全衛生管理者が別に定めるもの又は精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされているものが出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して主任安全衛生管理者に送付するものとする。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。